

障がい福祉瓦版

ヘルプマーク・カードについて

■申し込み・問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970
社会福祉課 ☎(32)8900

ヘルプマーク・ヘルプカードをご存じですか？外見では判断ができない障がいを有する人が援助や配慮を得やすくする為に作られたものですが、現状はまだまだ援助や配慮を受けにくい環境にあります。障がいの種類、状態によって何に困っているのか、どのように助けてほしいのかはさまざま、手助けしたくてもどう手助けして良いのか、声をかけたほうが良いのか迷うことがあります。

まずは、ヘルプマーク・ヘルプカードがどういったものなのか、それを知り理解することで、手を差し伸べることへの第一歩になるのではないのでしょうか。

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助や配慮を得やすくなることを目的として、ヘルプマークが配付されています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら

電車やバス内で席を譲る

外見では健康そうに見えても、疲れやすい方、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で困っているようであれば声をかける

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は安全に避難するための援助や声かけを行う

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

■配付先 社会福祉課、栃木県庁総合案内、県南健康福祉センター等



ヘルプカードとは

ヘルプカードは障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った際に、必要な支援情報を記載しておくことで、周囲の方が適切に援助できることを目的としています。障がいのある、手助けを必要とする方と手助けをする方を繋ぐための意思表示カードです。常に他の人に見えるように身に付けておくストラップ型のヘルプマークとは異なり、普段は携帯しておき、必要なときに取り出して使います。

ヘルプカードを提示されたら

カードに記載された内容に合わせての配慮や援助をお願いします。緊急時は記載された緊急時連絡先への連絡をお願いします。

■配付先 社会福祉課、下野市社会福祉協議会



ヘルプマーク・ヘルプカードは、必要な方への配付はもちろんです。一人ひとりの理解が何よりも不可欠です。ヘルプマーク・ヘルプカードを利用している方を見かけたら思いやりのある行動をとっていただくようお願いします。ご不明な点がございましたら、社会福祉課までご連絡ください。